

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

奈良市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和２年奈良市告示第７２号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この要綱は、奈良市人権文化のまちづくり条例（平成２１年奈良市条例第１９号）の規定に基づき、あらゆる人権侵害をなくし、一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認めあう人権文化の根付いた明るくふれあいのある奈良市の実現に寄与するため、性的マイノリティに係るパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみでない者又は性自認（自己が認識している性別をいう。）が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いをその人生のパートナーとして、日常の生活において協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方が養育している民法（明治２９年法律第８９号）第４条に規定する成年に達していない子（養子を含む。以下「未成年の子」という。）がいる場合において、当該未成年の子の養育等に関して、家族として継続的に相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (4) パートナーシップの宣誓 パートナーシップにある者同士が、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (5) ファミリーシップの宣誓 パートナーシップにある者同士が、未成年の子の養育等について、家族として継続的に相互に協力することを誓うことをいう。

（宣誓の対象者の要件）

第３条 パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓をしようとする者（以下「宣誓予定者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法第４条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有していること（当該宣誓の日から３箇月以内に市内への転入

を予定している者を含む。)

(3) 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む。)がないこと並びに本市及び本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体(以下「協定締結自治体」という。)において宣誓した相手方以外の者とパートナーシップにないこと。

(4) 双方が近親者(民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない関係をいう。)でないこと。

2 ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、未成年の子がパートナーシップにある者の一方又は双方と同居しており、かつ、生計が同一であるものとする。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓予定者は、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(別記第1号様式。以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書(別記第2号様式。以下「確認書」という。)に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添付し提出するものとする。この場合において、15歳以上の未成年の子についてファミリーシップの宣誓をしようとするときは、当該子が署名するものとする。

(1) 世帯全員の住民票の写し(3箇月以内に発行され、続柄を記載したものに限る。)(市内への転入を予定している者にあつては、その転入の予定の事実を確認することができる書類)

(2) 独身証明書又は戸籍全部事項証明書(3箇月以内に発行されたものに限る。)(外国人にあつては、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書。この場合においては、当該文書の日本語訳を添付すること。)

(3) ファミリーシップの宣誓を行う場合にあつては、当該未成年の子がファミリーシップの対象者であることを証明する書類及びパートナーシップにある者と当該未成年の子の生計が同一であることがわかる書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類により証する事実が公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、宣誓予定者の一方若しくは双方又は15歳以上の未成年の子(以下この項において「当事者」という。)が自ら宣誓書及び確認書に自署することができないときは、当該宣誓書及び確認書は、市職員及び当事者双方の立会いの下で当該

当事者以外の者に代筆させることができる。

(本人確認)

第5条 市長は、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓の際には、宣誓予定者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

2 前項の規定にかかわらず、宣誓予定者が同項各号に掲げる書類の提示をすることができない場合は、市長が適当と認める書類の提示を求めることにより確認を行うことができる。

(宣誓登録及び証明書等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者をパートナーシップ宣誓登録簿（以下「登録簿」という。）に登録し、奈良市パートナーシップ証明書（別記第3号様式）又は奈良市ファミリーシップ証明書（別記第4号様式。以下「証明書」という。）及び奈良市パートナーシップ証明カード（別記第5号様式）又は奈良市ファミリーシップ証明カード（別記第6号様式。以下「証明カード」という。）を宣誓書及び確認書の写しを添えて交付するものとする。

(通称の使用)

第7条 宣誓予定者は性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）であることを認める場合は、宣誓書及び確認書において、氏名と併せて社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称」という。）を使用することができるものとする。

2 市長は、前項の場合においては、証明書及び証明カードに表示する氏名に通称を使用できるものとする。

(宣誓内容等の変更等)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した内容に変更が生じたときは、奈良市パートナーシッ

プ・ファミリーシップ証明書等記載事項変更届（別記第7号様式。以下「変更届」という。）に証明書及び証明カード（以下「証明書等」という。）及び変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 第5条及び前条の規定は、前項の規定により変更届の提出をする者について準用する。
- 3 市長は、変更届の提出を受け、証明書等の記載事項を変更したときは、変更後の証明書等を交付するものとする。

（証明書等の再交付）

第9条 宣誓者は、前条第3項に定める場合のほか、当該証明書等について、紛失、毀損、汚損その他の事情により再交付を受けようとするときは、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等再交付申請書（別記第8号様式。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出し、再交付の申請をすることができる。

- 2 第5条及び第7条の規定は、前項の規定により再交付申請書の提出をした者について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があったときは、証明書等を再交付するものとする。

（証明書等の返還）

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届（別記第9号様式。以下「返還届」という。）に第6条又は第9条の規定により交付を受けた証明書等を添えて市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

- (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 第3条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) その他宣誓書の記載事項に変更があったとき。

（子の氏名の削除）

第11条 宣誓者の未成年の子であってファミリーシップの登録を受けている者（以下「ファミリーシップ対象者」という。）は、15歳に達した日以後に奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（別記第10号様式。以下「申立書」という。）を提出することにより、登録簿及び証明書等からファミリーシップ対象者の氏名を削除す

るよう申し立てることができる。

- 2 第5条の規定は、前項の規定により申立書の提出をした者について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により申立書の提出があったときは、その内容を審査し、内容が適当と認められる場合、当該未成年の子の氏名を削除した証明書等を宣誓者に交付する。
(宣誓の無効)

第12条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、登録簿から削除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 証明書等を不正に利用したとき。

- 2 登録簿から削除された者は、交付された証明書等を直ちに市長に返還しなければならない。

(自治体間での相互利用)

第13条 宣誓者が、協定締結自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓継続申告書(別記第11号様式)を提出したときは、本市が交付した証明書等を当該協定締結自治体において継続して使用することができる。

- 2 協定締結自治体から本市に転入した者で、本市で継続使用の届出をした者は、当該協定締結自治体が交付した証明書等を本市において継続して使用することができる。
- 3 前2項の規定により継続して証明書等を使用している者が、第12条第1項各号のいずれかに該当した場合又は協定締結自治体以外の自治体に転出した場合には、当該証明書等を交付した自治体に返還するものとする。

(プライバシーへの配慮)

第14条 市長は、市の施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップ・ファミリーシップの関係にある者のプライバシーに十分配慮するものとする。

(情報提供及び啓発)

第15条 市は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう必要な広報活動を行うとともに、市民や事業者に必要なかつ適正な情報提供を行い、その啓発に努めるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定によりパートナーシップの宣誓の登録を受けている者については、この告示の相当規定に基づく宣誓者とみなす。